

消費税軽減税率制度10月スタートに向けて

10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は、軽減税率の対象品目（「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞〔定期購読契約に基づくもの〕」）を取扱う事業者の方だけでなく、消費税の申告の必要がない免税事業者の方を含め、すべての事業者の方に関係のある制度です。早めのご対応をお願いいたします。

軽減税率制度は、全ての事業者に関係があります

【飲食料品等の取扱い(販売)がある者】

➔ 軽減税率(8%)が適用される飲食料品等を販売する事業者は新たな対応として…

- ✓ 売上・仕入の区分経理(8%と10%)
- ✓ 必要事項を記載した請求書等(レシート)の取引先への交付
- ✓ 必要事項が記載された請求書等(レシート)の保存
- ※ システム改修等の検討も必要

➔ 対応しないと…

- ✓ 必要事項を記載した請求書等(レシート)の交付を取引先から求められても対応できない
- ✓ 区分経理ができていないと、正しく申告納税ができない
- ✓ 仕入税額控除が認められない可能性がある

※ 軽減税率制度実施の直前にレジやシステムを導入・改修しようとしても、メーカーが対応できない可能性があります。早めの準備が必要です。

【飲食料品等の取扱い(販売)がない者】

➔ 軽減税率(8%)が適用される飲食料品や新聞(定期購読)を購入する[だけ]でも対応が必要です。例えば…

- ✓ 会議用の弁当や来客用の茶菓等を購入する事業者
- ✓ 新聞を定期購読している事業者

➔ 新たに必要な対応としては…

- ✓ 仕入を税率毎に管理(8%の経費と10%の経費を区分して管理する必要)
- ✓ 必要事項が記載された請求書等(レシート)の保存
- ※ システム改修等の検討も必要

➔ 対応をしなければ、仕入税額控除が認められない可能性があります。

どのような軽減税率制度への対応が必要か検討してください

飲食料品の取扱い(販売)がある

売上・仕入を税率毎に区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算。

● 小売業・飲食業

- ・ 区分経理のためにレジの入れ替えの検討が必要
- ・ システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要

● 卸売業・製造業

- ・ 取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要
- ・ システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要

① レジの入れ替えやシステムの導入・改修

② 請求書等の記載事項等の見直し・保存

飲食料品の取扱い(販売)がない

仕入や経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、税率ごとに区分する「区分経理」が必要

③ 帳簿の「区分経理」

➔ ①～③の概要はこちらをご覧ください

➢ 「軽減税率制度への対応には準備が必要です！」(リーフレット)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/06.pdf>

➔ 飲食料品の取扱い(販売)がない方はこちらをご覧ください

➢ 「飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります」(リーフレット)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/08.pdf>



軽減税率制度に対応するため、次の事項をチェックしてみましょう！！

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、次の項目を参考にご確認ください。

ステップ 1 軽減税率制度の内容の確認

- ☐ 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- ☐ 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

ステップ 2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- ☐ 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- ☐ 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- ☐ 会計システム等の導入・改修・入替え
- ☐ 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修、受発注システムの改修・入替え及び請求書管理システムの改修等（「軽減税率対策補助金」の活用を検討）
- ☐ 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ 3 売上・仕入商品の税率区分

- ☐ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ 4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- ☐ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- ☐ 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- ☐ 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- ☐ 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ 5 制度の実施に向けた本格的な準備

- ☐ 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- ☐ 値札の付け替え、価格表示の変更準備（経理処理マニュアルの整備）
- ☐ 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

◆消費税軽減税率制度に関するお問い合わせ先◆

【消費税軽減税率電話相談センター】

〔専用ダイヤル〕 0120-205-553（無料）

〔受付時間〕 9：00～17：00（土日祝除く）

そのほか、消費税軽減税率制度についての詳細は、下記の国税庁ホームページ特設サイト「消費税の軽減税率制度について」にてご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>